

## 第2章 労使紛争の調整

### 第1節 労使紛争調整の概況

行政執行法人の平成30年中の調整事件数は、調停が2件（本局扱い）で、いずれも新規係属事件であり、これを法人別にみると、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷」）と独立行政法人造幣局（以下「造幣」）の調停申請が各1件となっている（第41表参照）。

第41表 調整区分別法人別調整事件一覧

区別	印 刷	造 幣	計
調 停	1	1	2
計	1	1	2

（注）平成30年は、あっせん事件及び仲裁事件はなし。

以下、第42表、第43表も同じ。

さらに、申請事項別では、印刷と造幣の2件は「賃金その他の給与に関するもの」となっている（第42表参照）。

第42表 申請事項別調整事件一覧

区別	団体交渉の手続き方法に関するもの	賃金その他の給与に関するもの	勤務時間・休日・年休等に関するもの	退職取扱等に関するもの	その他	計
調 停		2				2
計		2				2

具体的には、全印刷労働組合（以下「全印刷」という。）及び全造幣労働組合（以下「全造幣」という。）から5月7日に調停申請された平成30年度新賃金紛争に関する事件である。

新賃金紛争に関する事件の処理状況をみると、いずれも調停成立、即ち、調停案をもって解決が図られた（第43表参照）。

両調停事件は、組合要求に対し、印刷当局は「民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況はない。過

去4年間ベアを行った事実を踏まえ、今年度と過去の民間賃金情勢を総合的に勘案すれば、今後、特段の事情がない限り、賃金を改善する方向で検討していくこととした。ただし、日本経団連の中小企業の妥結結果は公表されておらず、これから交渉が進展する中小企業の新賃金の妥結状況等を反映する必要があるため、引き続き、諸般の情勢を見極めさせていただきたい」とし、造幣当局は「あくまで現時点での今春の民間企業の賃金動向や過去4年間における民間企業の賃金動向を総合的に勘案すれば、今後、特段の事情がない限り、今年の造幣局職員の給与については引き上げを検討し得る状況にあると考える。ただし、造幣局職員の給与については、民間企業の賃金動向を十分把握したうえで、慎重に検討する必要があり、引き続き、今後公表される日本経団連による春季労使交渉結果なども把握する必要があることから、現時点で具体的な回答ができない」として、双方とも具体的な有額回答を行わなかったことから、組合が自主交渉を打ち切り申請してきたものである。中労委は、直ちに調停委員会の設置を決定し、5月16日に事情聴取、5月31日に労使委員の意見陳述、個別折衝を行うなど作業を進め、「基準内賃金を1人当たり0.38%相当額の原資をもって引き上げること」とする調停案を関係各労使に提示した。関係各労使は翌日の6月1日に受諾し、解決したものである（第43表参照）。

**第43表 調整事件の処理状況**

	区別	印 刷	造 幣	計
調 停	成 立	1	1	2
	打切り			
	取下げ			
	継続中			
計		1	1	2